

2004年8月23日

中央環境審議会
総合政策・地球環境合同部会
施策総合企画小委員会
委員長 森 暁 昭夫 殿

ひょうご環境創造協会
小林 悦夫

「地球温暖化税制とこれに関連する施策に関する中間取りまとめ」に
対する意見

素案を読ませていただきました。全体としては、大変よく出来ていると思いま
す。なお、一部修正を加えた方が良いと思われる部分を記述します。

P 4～5 「1. 地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの進捗状況」

この部分の記述は、小委員会としての記述とするのか、地球部会の報告の
転なのかを明確とすべき。5ページのくだりがどちらかわからなくなってい
るが、地球部会報告を転記したとして、小委員会意見を出さないほうが良い。

p 5、8行～11行 「温暖化税制」の前の修飾文と、後の文章がつながってい
ない。

「温暖化税制は、」を主語にして、「委員からは、・・・・・・と指摘され
ているが、反面、産業界からは、企業の・・・・・・との指摘もある。」と
整理するほうが良い。

p 5 最後のパラグラフ ここで、この記述を必要があるのだろうか。ここは、
状況報告の部分であって、小委員会としての意思を述べるところではないと
思われる。

p 6 自主的取組の記述について、「事業者による」とのくだりがあるが、自主
取り組みの一般論であれば、「事業者による」は削除してもいいのではない
か。

p 6 最終行 「削減量を確実に」→「削減量を数値として確実に」に修正

p 6 下注2行目 「又は「税」とし」を削除

理由・・後半の文章で、「税」という記述があるが、これを「温暖化対策
税制」と言う意味で使用しているのでなく、一般的に税と言う概念で記述さ
れていると思う。ここの注から削除するほうが誤解を生じない。

p 7、1行目 「むことは困難である。」→「めない等の課題がある。」に修正

p 7 (補助金・・・・) 6行目 「補助金交付には行政コストがかかる」を削除
理由・・現在の方法ではそうであろうが、対応の仕方であり、施策を判断

する条件として記載すべきではない。

- p 8 (国内排出量取引制度) 8行目 「確認にかかる行政コスト」→「確認にかかる作業量」に修正 理由を同上
- p 8 (京都メカニズム) 最終行 「補足的なものとなっている。」→「補足的なものとしてされており、国内対策を代替するものではない。」・・・に修正
- p 9 「確実性の観点」の3行は文脈がおかしい。「期待できるが」の後か、「・・・する場合には」の後に何か文章が抜けていませんか。説明不足になっています。
- p 9 全体 この文章中に「税」と言う記述がありますが、p 6の下注にあるように「温暖化対策のための税一般」にかかる記述として使っているのではなく、「税一般」として使われていることから、前述のように、p 6の下注から「税」を削除して法が良い。
- p 9 最後 「例えば・・・組み合わせたものである。」と「今後・・・必要がある。」の記述はここに必要であろうか。ここは、施策の比較をしているところであり、具体的な提案を要求している部分ではない。議論は、論点で述べればよい。
- p 19 (使途の内容) 「温暖化対策税の税収」、温暖化対策税収」→「税収」理由・・・この記述は、税一般の論議でよいことから、専門委員会での「温暖化対策税」に特化して論ずる必要はないと思われる。
- p 19 下5行目 「企業の減税」→「他の税の減税」に修正理由・・・減税されるのは、企業のみではない。
- p 20 9行目 「国産材使用やバイオマス使用」とあるが、国産材使用やバイオマスによる発電等は森林吸収源対策であろうか。森林整備は理解できるが、国産材使用を吸収源対策と言うのは、林業経営者の悪乗りではないか。また、バイオマスは、吸収源対策ではなく自然エネルギーの活用だと思う。

全体感

温暖化対策税といえば、その税をかけることによりエネルギー等の使用を抑えられることを期待して課税するものであるが、専門委員会の試案では、その効果についてあまり期待せず、税収の使途による効果を期待している。インセンティブ効果を期待しているが、これは課税当初のみであまり期待できないと考えられます。

このことから、新規に温暖化対策税をかけずとも、財源さえあれば対応可能との印象を強くしてしまっている。

温暖化対策税を、エネルギー使用削減に対するインセンティブとして考えるのなら、もっと思い切った手法が必要ではなからうか。